

覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第14号

覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則

覚醒剤取締法施行細則（平成12年岩手県規則第99号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(業務の廃止の届出)</p> <p>第2条 法第9条第2項若しくは第3項又は第30条の4第1項の届出は、覚醒剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）業務廃止届（様式第1号）により行わなければならない。</p> <p>(指定証の返納)</p> <p>第3条 法第10条第1項又は法第11条第2項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の返納は、指定証返納届（様式第2号）により行わなければならない。</p> <p>(指定証の再交付)</p> <p>第4条 法第11条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の指定証の再交付を受けようとする者は、指定証再交付申請書（様式第3号）を所管保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(氏名又は住所等の変更届)</p> <p>第5条 法第12条第2項又は第3項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の届出は、指定証記載事項変更届（様式第4号）により行わなければならない。</p> <p>(事故の届出)</p> <p>第6条 法第23条又は第30条の14第1項の届出は、覚醒剤（原料）事故届（様式第5号）により行わなければならない。</p> <p>(指定の失効に伴う報告)</p> <p>第7条 法第24条第1項又は第30条の15第1項の報告は、指定失効等に伴う覚醒剤（原料）所有数量報告書（様式第6号）により行わなければならない。</p> <p>2 法第24条第2項又は法第30条の15第2項の報告は、指定失効等に伴う覚醒剤（原料）譲渡報告書（様式第7号）により行わなければならない。</p> <p>(覚醒剤施用機関の管理者及び覚醒剤研究者の報告)</p> <p>第8条 法第30条の報告は、覚醒剤施用機関（研究者）の施用（使用）数量等報告書（様式第8号）により行わなければならない。</p>	<p>(業務の廃止の届出)</p> <p>第2条 法第9条第2項若しくは第3項又は第30条の4第1項の届出は、別に定める様式による覚醒剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）業務廃止届により行わなければならない。</p> <p>(指定証の返納)</p> <p>第3条 法第10条第1項又は法第11条第2項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の返納は、別に定める様式による指定証返納届により行わなければならない。</p> <p>(指定証の再交付)</p> <p>第4条 法第11条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の指定証の再交付を受けようとする者は、別に定める様式による指定証再交付申請書を所管保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(氏名又は住所等の変更届)</p> <p>第5条 法第12条第2項又は第3項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の届出は、別に定める様式による指定証記載事項変更届により行わなければならない。</p> <p>(事故の届出)</p> <p>第6条 法第23条又は第30条の14第1項の届出は、別に定める様式による覚醒剤（原料）事故届により行わなければならない。</p> <p>(指定の失効に伴う報告)</p> <p>第7条 法第24条第1項又は第30条の15第1項の報告は、別に定める様式による指定失効等に伴う覚醒剤（原料）所有数量報告書により行わなければならない。</p> <p>2 法第24条第2項又は法第30条の15第2項の報告は、別に定める様式による指定失効等に伴う覚醒剤（原料）譲渡報告書により行わなければならない。</p> <p>(覚醒剤施用機関の管理者及び覚醒剤研究者の報告)</p> <p>第8条 法第30条の報告は、別に定める様式による覚醒剤施用機関（研究者）の施用（使用）数量等報告書により行わなければならない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第8号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の覚醒剤取締法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届等について適用し、同日前に提出した届等については、なお従前の例による。